

台風25号により被災された方への支援を行っています



令和8年9月20日から22日にかけて接近した台風25号により、千葉県内では、大雨や強風による浸水、土砂災害、道路・農地・住宅などへの被害が発生しました。神崎町においても、住宅の一部破損や床上浸水、土砂崩れなどの被害が確認されており、災害救助法の適用が決定されました。

町では、台風により被災された方を支援するため、各種支援制度の案内や相談窓口の設置を行っています。

■罹災証明書・被災証明書の発行について

自然災害等により被害にあわれた方に、保険金の請求や融資、免除申請等に必要とされる「罹災証明書」及び「被災証明書」の発行を行っています。

左記のものを持参のうえ、町民課税務係窓口へお越しください。

●持参するもの

- ・罹災証明申請書または被災証明願（町民課税務係窓口、町ホームページにあります）
- ・被害状況がわかるカラー写真（被害物件の全体及び被害の箇所別）
- ・申請者の本人確認書類（免許証、マイナンバーカードなど）
- ・委任状（代理人が申請する場合に必要）

■町税の減免について

台風により住宅（人が居住する住まい）が被害を受けた場合、町税の減免を受けられる場合があります。対象者は町で発行した『罹災証明書』において罹災の程度が「半壊以上」

の方です（一部損壊及び被災証明書は対象とはなりません）。

■その他相談内容の対応窓口

左記の一覧表から内容と相談窓口を確認し、ご相談ください。

支援・相談事項等	内 容	問合せ先
罹災証明書の発行	住家が被災	町民課税務係
被災証明書の発行	住家以外が被災	町民課税務係
税金等の減免	固定資産税、国民健康保険税等	町民課税務係
旅券手数料の減免	今回の災害で全壊・半壊・床上浸水の場合	町民課
清掃工場への搬入	自己搬入の場合、無料持ち込み（証明書）	町民課
介護保険料の減免	第1号被保険者等が住宅に被害を受けた場合等	保健福祉課
災害障害見舞金	今回の災害により重度障害を受けた方	保健福祉課
災害援護資金の貸付	世帯主の負傷又は全壊及び半壊した場合等	保健福祉課
被災住宅の応急処理相談	大規模半壊～準半壊の被害	まちづくり課
生活必需品の供与	直ちに日常生活を営むことが困難な世帯	総務課
農業災害対策資金	今回の災害による融資相談	まちづくり課

- 問合せ 総務課 ☎2111 町民課 ☎2113
町民課税務係 ☎2112 まちづくり課 ☎2114
保健福祉課 ☎1603